

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 道路課

法令名	道路法			法令番号	昭和27年法律第180号			
手続名	特殊車両の通行許可			根拠条項	第47条の2 第1項			
審査基準	<p>○ 特殊車両通行許可限度算定要領について（昭和53年12月1日建設省道交発第99号、道企発第57号）による。</p> <p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車両制限令（昭和36年7月17日政令第265号）</li> <li>○ 車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年9月25日建設省令第28号）</li> <li>○ 車両の通行の許可の手続きを定める省令の運用について（昭和36年12月26日 道発第534号）</li> <li>○ 車両通行の制限について（昭和53年12月1日建設省道交初第96号）の別添一特殊な車両の通行許可事務処理要領</li> <li>○ 特殊な車両の通行の許可に関する事務の具体的処理について（昭和53年12月1日建設省道交発第97号）</li> <li>○ 道路情報便覧 ほか</li> </ul>							
	受付機関	各土木事務所	処理機関	各土木事務所	交付機関	各土木事務所	標準処理期間 14 ~ 21日 標準経由期間 日	目次 No.